

仙北市期限付きパート職員募集

- 募集期間／3月18日～22日
- 募集業種／事務補助員7人
健康管理センター
- 事業名／健康増進事業、大腸がん予防事業
- 内容／健（検）診事業に係る各世帯への配布物袋詰め作業
- 雇用予定期間／4月8日～4月19日（土・日除く）（10日間・1日7時間予定）
- 申込方法／ハローワーク角館からの紹介状と履歴書を健康管理センターへご持参ください。
- ※詳細については、健康管理センターへお問い合わせください。
- 採用については、書類および面接（3月27日予定）によって選考します。
- 採用人数、雇用予定期間については、変更になる場合がありますので、ご了承ください。
- 問合せ／健康管理センター（角館） ☎(55) 1112

3月29日 夜間納税窓口開設のお知らせ

日中、仕事などで市税を納めることができない方のために、夜間納税窓口を開設します。

また、諸事情により市税を納めることが困難な方のために納税相談窓口も併せて開設しますので、お気軽にご来庁ください。

● 日時／3月29日（金）
17時15分～19時

※開設時間に都合がつかない場合は、事前にご連絡ください。

● 場所／税務課 角館・西木地域センター

● 問合せ／税務課（田沢湖庁舎） ☎(43) 1117

※多重債務に関する相談も随時行っていますので、ご遠慮なく来庁またはご連絡ください。

仙北市 安全・安心メールにご登録ください！

配信される情報
◆ 防災情報 ◆ 安心情報
◆ 子育て情報 ◆ 学校情報
空メールで簡単登録！
toroku@anshin.city.semboku.akita.jp
へ空メールを送信。返信されるメールの内容に従って本登録を行ってください。
● 問合せ／総合情報センター ☎ 43-3339



市民課国保年金係から3つのお知らせ

① 70歳から74歳の方の医療費負担が1割に据え置かれます

国民健康保険証をお持ちの70～74歳の方の病院など医療機関での窓口負担について、平成25年4月から2割負担に見直すことになっていましたが、平成26年3月までの1年間、窓口負担が1割に据え置かれることになりました。現在高齢受給者証をお持ちの方には、1割負担を据え置く旨の記載がある新しい受給者証を3月下旬に郵送で交付します。

※既に3割負担を頂いている方、後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害認定を受けている方は除きます。



② 福祉医療のお知らせ

4月に中学校入学、またはひとり親家庭で3月に高校等卒業の方へ

現在、3月31日で終了となる福祉医療費受給者証をお持ちの方で、新たに別の区分で該当する場合があります。

身体障害者手帳1～3級・療育手帳Aをお持ちの方は障がい者の区分で、またひとり親家庭の12歳以上の方についてはひとり親家庭の区分で、引き続き福祉医療に該当する旨別途対象者あてに通知します。

また、ひとり親家庭の区分は所得制限があり、対象者の申請によって該当させることになっていますので、現在ひとり親家庭の方で福祉医療費受給者証をお持ちでなくても、該当すると思われる方やその他の不明な点については、市民課国保年金係までお問い合わせください。



仙北市では随時「消防団員・消防団協力事業所」を募集しています

【消防団員】

● 仙北市に居住され、年齢18歳以上で、心身ともに健康な方であれば男女を問わず入団できます。

● 消防団は、地域で発生した火災の鎮圧や地震・風水害など各種災害の防ぎよ活動はもちろんのこと、災害に備えた訓練や予防・広報などの活動も幅広く行っています。

● 消防団員には、公務災害補償年報酬、出勤手当、退職報償金制度等があります。

● 消防団に興味を持たれた方、地域に貢献したい方、入団をお待ちしています。



【消防団協力事業所】

仙北市では消防団員の方を雇用するなど消防団活動に協力している事業所を「消防団協力事業所」として認定し、表示証を交付しています。

- ◆ 消防団協力事業所一覧（平成25年3月1日現在）
- ▼ 株式会社 門脇組 ▼ 株式会社 畠山建設工業 ▼ 佐藤建設株式会社 ▼ 日高建設株式会社 ▼ 株式会社 寺沢工務店 ▼ 万六建設 株式会社 ▼ 有限会社 石建工業 ▼ 角館建設工業 株式会社 ▼ 株式会社 サトウ ▼ 株式会社 高田組 ▼ 株式会社 瀧神巧業

現在、市内11事業所に交付され、消防団活動にご協力いただいています。

● 表示証交付基準（次に掲げる基準のいずれかに適合していること）

- ① 従業員が消防団員として、相当数入団していること。
- ② 従業員の消防団活動について積極的に配慮していること。
- ③ 災害等における資機材等の提供等、消防団の活動に協力していること。



③ 国民健康保険の加入者が進学により転出される場合は手続きが必要です

国民健康保険証は住所がある市町村で発行されるため、市役所で転出の手続きをすると仙北市の国保の資格は喪失することになります。ただし、国保に加入している方が進学のため転出される場合は、世帯主（保護者）の申請により仙北市から保険証が発行できます。お近くの各庁舎、出張所でお手続きをお願いします。

また、前年に同様の手続きをしていた方には関係書類を世帯主あてにお送りしていますので、更新または非該当の手続きをお願いします。

● 学生本人の国民健康保険証、印鑑、学生証を持参してください。

※今年4月から入学される方も転出手続き時に申請できますが、4月以降に在学証明書をお送りください。

● 問合せ／市民課（角館庁舎）
国保年金係 ☎(43) 3307

「平成25年春の火災予防運動」

平成25年春の火災予防運動が、4月7日（日）から13日（土）まで実施されます。

今年は降雪量も多く、まだまだ暖房器具を使う機会が多いと思いますので、火の取り扱いには十分ご注意ください。

● 問合せ／環境防災課（角館庁舎） ☎(43) 3308